

多摩の森林再生事業のご案内

よみがえらせよう

もり

東京の森林

森林の間伐を、東京都が全額負担いたします。



東京都環境局

森林再生事業にご協力いただくと、森林が元気を取りもどします。

森林を良好な状態にするためには間伐が効果的です。



森林の間伐費用を東京都が**全額負担**し、間伐を実施します。

Q.

森林の間伐に
いくらの費用が
かかりますか？

A. 一般に間伐費用は多額の
費用がかかります。

1ha当たり
(1ha = 10,000㎡)

約**50**
万円

～

※スギ・ヒノキの人工林を対象に樹木の
間引きを行います。(広葉樹林は対象外)

※地理条件により費用は変動します。

土砂災害の防止に

樹木の葉、落ち葉、下草がクッションとなって
雨が直接、土に当たりにくくなります。
さらに根が石や土を押さえているので土砂崩れ
等の災害が起きにくくなります。



洪水や渇水を防ぎます

健康な森林の土壌は穴の多いスポンジのよう
になっていて雨水を地中深くまで浸透させ、時間
をかけて川に流します。



動物や植物の住みやすい環境へ

森は生物たちの住む場所を提供します。
そこには、色々な植物が生え、それらの葉や
花や実が虫や動物たちの命を育みます。



東京都は

環境保全 **土砂災害の防止** に優れた森林環境を目指すため、

森林の間伐 を実施いたします。

多くの人工林(スギ・ヒノキ林)が放置されています。
放置された人工林は土砂崩れなどの災害の危険性が
高くなります。

東京都は、人工林を災害に強い自然豊かな森林に
するために間伐を行っております。



※イメージ写真です。

間伐作業までの流れ

1

森林所在地の市町村へ
ご連絡ください。

2

東京都と協定の締結を
行っていただきます。

3

25年間の協定期間中
におおむね2回間伐を実施
いたします。

その他、温暖化の緩和、水質の浄化などの機能もあります。

東京都と協定を
結びます

手続に
お手間は
かかりません

事業の内容

良好な森林環境を維持するため、次のことに協力していただきます。

- ① 東京都と所有者とで 25 年間の協定を結びます。
(ただし、特別な事情が発生した場合は協議ができます。)
- ② 間伐は協定期間中におおむね 2 回、1 回当たり本数で 30% 以上伐採します。
伐採した木は、残した木の根元に横伏せします。
(伐採木の利用は制限していません。)
- ③ 協定期間中、人工林を全て伐採することはできません。
- ④ スギ・ヒノキの植栽はできません。
- ⑤ ご自分で一部を伐採することや広葉樹の植栽はできます。
- ⑥ 協定期間中に売却する場合は、次の所有者が協定を引き継ぎます。
- ⑦ 開発などによる森林以外への転用はできません。
- ⑧ 地形の変更及び工作物の設置はできません。



枝打ちも実施いたします

協定を締結した森林において、1 回目の間伐後 (3~5 年程度経過)、枝打ちのお申込みができます。

◆ 各種お問合せは

詳しくは市町村窓口まで、「東京都の森林再生事業について」と、お気軽にお電話ください。
事業内容、申込方法などの疑問や質問にお答えいたします。

※事業対象地域は次の 6 市町村に限ります。

森林所在地の管轄市町村へご連絡ください

八王子市産業振興部農林課	☎042-620-7250	直通
青梅市地域経済部農林水産課	☎0428-22-1111	内線 2348
あきる野市環境農林部農林課	☎042-558-1111	内線 2524
日の出町産業観光課	☎042-588-4102	直通
奥多摩町観光産業課	☎0428-83-2295	直通
檜原村産業環境課	☎042-598-1011	

詳しくは で検索してください。

事業管理者：東京都環境局 自然環境部緑環境課 ☎03-5388-3555

発行／令和6年3月、登録(72)号

 東京都環境局

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷時の紙へ
リサイクルできます。